

令和7年6月25日

丹生高校寮建設工事に係るプロポーザルに対する質問回答書

丹生高校寮建設工事に関する質問書について下記のとおり回答いたします。

質問	質問年月日	令和7年6月24日
	実施要項 第2 技術提案書を提出する者に必要な資格要件 2 参加資格要件 (2) エに書かれた用途についてですが、軽費老人ホームや養護老人ホームといった老人福祉施設も該当するのでしょうか？	
回答	回答年月日	令和7年6月25日
	実施要項 第2 技術提案書を提出する者に必要な資格要件 2 参加資格要件 (2) エに記載の「寄宿舍等」とは、寄宿舍、共同住宅、長屋、旅館・ホテル、下宿、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅および特別養護老人ホームのことを指し、軽費老人ホームおよび養護老人ホームといった老人福祉施設は該当しません。	